

千葉県屋根耐風診断費補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 市長は、千葉県屋根耐風診断費補助事業要綱（以下「事業要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、住宅瓦屋根の耐風診断に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

第2章 住宅瓦屋根耐風診断費補助金

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる耐風診断は、事業要綱で定める補助対象住宅について診断者が行う耐風診断とする。

(経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の耐風診断に要する費用で、診断者に支払った額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

補助金の額（以下「補助額」という。）は、前項に規定する補助対象経費の3分の2を乗じた額とする。ただし、21,000円を限度とする。なお、算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 耐風診断に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県屋根耐風診断費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、耐風診断に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第2号の書類については、個人情報確認同意書（様式第2号）の提出により省略することができる。

- (1) 申請者又は居住者の住民票の写し
- (2) 本市に在住している所有者全員又は申請者の滞納無証明書
- (3) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの
- (4) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの
- (5) 耐風診断に係る経費の内訳がわかる見積書又はその写し
- (6) 診断者の資格を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の対象者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請の数が募集件数を超えたときは、補助事業の対象者を抽選により決定する。ただし、申請件数が募集件数以内であったとき

は、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、受付期間内で募集件数に達しない場合、それ以降の申請については、先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、抽選を実施し、補助事業の対象者を決定したときは、千葉市屋根耐風診断費補助事業抽選結果通知書（様式第3号）により当該対象者に通知するものとする。

3 申請者が希望する場合は、申請者の立ち合いの下、抽選を行う。

（交付決定通知等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市屋根耐風診断費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市屋根耐風診断費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に耐風診断に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3）当該年度の1月末日までに第12条第1項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、事業の内容を変更する場合は、千葉市屋根耐風診断費補助金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、変更内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市屋根耐風診断費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第10条 補助金の交付を申請した者は、第7条第1項に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市屋根耐風診断費補助事業取下げ届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市屋根耐風診断費補助事業中止承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉市屋根耐風診断費補助事業中止承認書（様式第10号）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、第8条第3号に規定する遅延等に係る報告をするときは、千葉市屋根耐風診断費補助事業遅延等報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉市屋根耐風診断費補助事業実績報告書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）耐風診断報告書
- （2）現地調査の写真その他関係資料
- （3）耐風診断の実施に係る契約書の写し及び領収書の写し
- （4）その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市屋根耐風診断費補助金額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉市屋根耐風診断費補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

第3章 取消等

（決定の取消通知）

第15条 市長は、補助事業者が規則第17条第1項に規定する不正行為を行ったと認めた場合、第7条第1項の交付決定を取消し、千葉市屋根耐風診断費補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第16条 市長は、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉市屋根耐風診断費補助金返還命令書（様式第16号）によるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（事業の遂行）

第18条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及び当該決定に付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って事業を行わなければならない。

第4章 雑則

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

千葉県屋根耐風診断費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

住宅瓦屋根の耐風診断に要する費用に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県屋根耐風診断費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

千葉県屋根耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に規定する耐風診断

2 建築物の概要

所在地 (地名地番)			
建築年月日	年 月 日		
階 数	階	住宅区分	☐ 専用住宅 ☐ 兼用住宅
居住している者	☐ 所有者 (☐ 申請者 ☐ 申請者以外) ※所有者が居住していない場合 居住者氏名 () ☐ 配偶者 (所有者氏名:) ☐ 一親等の親族 (所有者氏名:)		
☐ 都市計画法又は建築基準法に違反していない ☐ 過去に千葉県屋根耐風診断費補助事業若しくは千葉県屋根耐風改修費補助事業 又は国若しくは地方公共団体による同様の補助を受けていない			

3 交付申請額

	万	千	百	十	円
金			0	0	0

(裏)

4 交付申請額算出の基礎（下線部分を記入してください。）

(1) 補助対象経費の算出

ア 耐風診断に要する費用（税抜きの見積額） _____ 円

(2) 補助額の算定

イ $\text{ア} \times 2 / 3$ _____ 円

※千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる

ウ 補助限度額 _____ 21,000円

エ 補助交付申請額 イ又はウのいずれか低い額 _____ 円

5 事業期間（予定）

(1) 着手 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

6 診断者の情報

(1) 会社・氏名

(2) 資格区分 ☐ 建設業法第2条第3項に規定する建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、
かわらぶき技能士、又は瓦屋根工事技士

☐ 建築士事務所に勤務する建築士

(添付書類)

1 登記事項証明書（建物） (※1)

2 住民票の写し（申請者のもの。ただし、申請者が居住していない場合は、当該住宅に
居住している所有者の配偶者又は一親等の親族のもの） (※2)

3 滞納無証明書（千葉市内に在住している所有者全員又は申請者のもの） (※2)

4 建築確認済証又はそれに代わるもの

5 見積書（耐風診断にかかる経費の内訳がわかるもの）又はその写し

6 診断者の資格を証する書類 (※3)

7 その他市長が必要と認める書類

(※1)同意書 所有者が複数人いる場合、所有者全員からの同意書

申請者が居住していない場合、居住者からの同意書

申請者が所有者ではない場合、所有者全員からの同意書

(※2)個人情報確認同意書(様式第2号) 2及び3を省略可能

(※3)診断者の資格を証する書類とは（いずれかを提出）

(1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者に勤務する瓦屋根診断技士、かわらぶ
き技能士、瓦屋根工事技士の場合

ア 建設業の許可書の写し

イ 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士の免許証の写し

(2) 建築士事務所に勤務する建築士の場合

ア 建築士免許証の写し

イ 建築士事務所登録書通知書の写し

様式第2号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

千 一
住 所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

生 年 月 日 年 月 日

個人情報確認同意書

私は、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第5条の規定により、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

以下の2項目

- 1 市税を滞納していないこと
- 2 住民票抄本

様式第3号

様

千葉市屋根耐風診断費補助事業抽選結果通知書

下記補助金について、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、抽選を行いましたので、同要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長



記

補助金の種類	千葉市屋根耐風診断費補助金
受付番号	
抽選結果	☐ 当選 ☐ 補欠 ☐ 落選
補欠者番号	
備考	

[注意事項]

- 1 本通知書は、抽選結果についての通知であり、補助金交付決定通知書とは異なります。
- 2 当選者は補助事業の対象者となります。
- 3 当選者は、耐風診断の契約及び着手は、補助金交付決定後に行ってください。事前に着手した場合には補助金の交付はできません。

様

千葉市屋根耐風診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風診断費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第7号第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に規定する耐風診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

円

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに耐風診断の完了を報告できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様

千葉市屋根耐風診断費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風診断費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市屋根耐風診断費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により耐風診断費補助事業の交付決定のあった工事について、下記のとおり変更したいので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市屋根耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に定める耐風診断
- 2 補助対象住宅の所在地
区
- 3 変更区分
☐ 補助額の変更
☐ 上記以外の変更
- 4 変更内容

	変更前	変更後
内容		

- 5 変更理由

(裏面に続く)

(裏)

6 変更交付申請額

	万	千	百	十	円
金			0	0	0

7 交付申請額算出の基礎（下線部分を記入してください。）

(1) 補助対象経費の算出

ア 耐風診断に要する費用（税抜きの見積額） 円

(2) 補助額の算定

イ ア×2／3 円

※千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる

ウ 補助限度額 21,000円

エ 補助交付申請額 イ又はウのいずれか低い額 円

(添付書類)

1 変更内容が確認できる資料

2 補助額が変更となる場合

変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

様

千葉市屋根耐風診断費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風診断費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐風診断費補助事業要綱第 2 条第 7 号に定める耐風診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

円

4 補助金の増減額

マイナス

円（従前の交付決定額 円）

5 変更内容

6 交付の条件

- （1）事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）当該年度の 1 月末日までに耐風診断の完了を報告できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

千葉市屋根耐風診断費補助事業取下げ届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け屋根耐風診断費補助金の交付申請を行いました。下記の理由により耐風診断の交付申請を取り下げたいので、千葉市耐風診断費補助金交付要綱第10条第1項の規定により本届出書を提出します。

- 1 補助対象住宅の所在地
区
- 2 取下げの理由

--

千葉市屋根耐風診断費補助事業中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で屋根耐風診断費補助金の交付決定のあった耐風診断を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉市耐風診断費補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

- 1 補助対象住宅の所在地
区
- 2 中止の理由

--

様

千葉市屋根耐風診断費補助事業中止承認書

年 月 日付けで申請のあった屋根耐風診断費補助事業の中止について、承認
します。

ついては、年 月 日付け千葉市指令 第 号の屋根耐風診
断費補助金の交付決定を取り消したので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第10条
第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に規定する耐風診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

円

千葉市屋根耐風診断費補助事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で屋根耐風診断費補助金の交付決定のあった耐風診断について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉市耐風診断費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地
区

2 報告事項 (該当する理由の□にレを付すこと。)

☐ 当該年度の 1 月末日までに完了しない (完了予定日 : 年 月 日)

☐ 事業の遂行が困難となった

☐ その他＝

3 理由

--

千葉市屋根耐風診断費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー
申請者住所 区
フリガナ
氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号
連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定
のあった耐風診断が完了したので、千葉市耐風診断費補助金交付要綱第12条第1項の規
定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地
区

2 事業期間
着手 年 月 日
完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額
円

(添付書類)

- 1 耐風診断報告書
- 2 現地調査の写真その他関係資料
- 3 耐風診断の実施に係る契約書の写し及び領収書の写し
- 4 その他市長が必要とする書類

様

千葉市屋根耐風診断費補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市屋根耐風診断費補助事業実績報告書により、耐風診断に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に規定する耐風診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付確定額

円

様式第14号

千葉市屋根耐風診断費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市屋根耐風診断費補助
金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐風診断費補助金交付要綱第14
条第1項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

円

様

千葉市屋根耐風診断費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した屋根耐風診断費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第15号の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に規定する耐風診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

円

4 取消しの理由

--

審査請求等について

1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市屋根耐風診断費補助金返還命令書

千葉市屋根耐風診断費補助金事業に係る補助金について、千葉市屋根耐風診断費補助金交付要綱第16条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市屋根耐風診断費補助事業要綱第2条第7号に規定する耐風診断

2 補助対象住宅の所在地

区

3 返還を命ずる金額

補助金の交付決定額 円 (年 月 日通知)

補助金の既交付額 円 (年 月 日交付)

返還を命ずる金額 円

4 返還期限

年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。